

議案第17号

議会の議決を経るべき議案の原案について
(鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例(案)について)

上記の議案を提出する

令和5年8月9日

鳥栖市教育委員会
教育長 佐々木 英利

(提案理由)

鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正したいため、鳥栖市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則第2条第1項第10号の規定によりこの案を提出する。